

お知らせ

高槻市の中間検査告示が改正されます。

高槻市における中間検査告示が令和7年4月1日から次のとおり改正されます。
告示の内容は本市 HP 又は審査指導課窓口にてご確認ください。

■ 対象となる建築物(新築、増築又は改築に係るものに限る。)

用途	構造	規模
住宅 (兼用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎及び下宿等を含む)	すべての構造	確認の申請部分の床面積の合計(棟別)が50㎡を超えるもの
住宅以外の建築物	すべての構造	確認の申請部分の床面積の合計(棟別)が300㎡を超えるもの又は地階を除く階数が3以上のもの

■ 基礎工事(法第68条の11第1項の型式部材等の認証に適合するものを除く)

構造	規模	特定工程
木造 (右記いずれかに該当するもの)	3階以上	基礎の配筋工事
	延べ面積300㎡超	
	高さ16m超	
上記以外の構造 (右記いずれかに該当するもの)	2階以上	
	延べ面積200㎡超	

■ 建方工事(法第68条の11第1項の型式部材等の認証に適合するものを除く)

構造	特定工程	特定工程後の工程
木造	屋根の小屋組の工事及び構造耐力上主要な軸組の工事	壁の外装工事又は内装工事
	枠組壁工法の場合 耐力壁の設置工事	
鉄骨造	2階の床版の取付け工事	壁の外装工事又は内装工事
	平家建ての場合 建方工事	
鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造	2階の床及びこれを支持するはりの配筋工事 (当該工事を現場で施工しない場合は、2階のはり及び床版の取付け工事)	2階の床及びこれを支持するはりのコンクリート打込み工事(当該工事を現場で施工しない場合は、2階の柱又は壁の取付け工事)
	平家建ての場合 屋根版の配筋工事	
その他の構造	屋根の工事	壁の外装工事又は内装工事
併用構造	該当する構造の区分に応じた特定工程のうち、最も早期に施工する工事(主要構造部の一部を木造とした場合は、最も遅く施工する工事)	左記の構造の区分に対応する特定工程後の工程の工事

■ 詳しい内容につきましては都市創造部審査指導課までお問い合わせください

TEL 072-674-7569